

商品概要説明書

J A 山口県

【保証会社：株式会社オリエントコーポレーション】用

商品名	住宅ローン利用者専用随時返済カードローン
ご利用 いただける方	○ご契約時の年齢が 20 歳以上 64 歳以下の方。 ○安定継続した収入がある方。 ○当 J A の住宅ローンを利用されている方。 ○当 J A との間でカードローン、ワイドカードローンおよび当座貸越型教育ローン取引を行っていない方。 ただし J A 教育ローン(カード型)との併用は可能です。 ○当 J A が指定する保証機関の保証が受けられる方。 ○貸付自粛対象者に該当しない方。 ○その他当 J A が定める条件を満たしている方。
資金使途	○生活に必要な一切のご資金とします。(なお、事業資金は除きます。)
借入金額	○極度額 30 万円以上 100 万円以内(ご契約額は 10 万円単位)とします。 ただし、本ローン契約額及び他金融機関からのカードローン契約額の合計額の前年度年収(自営業の方は前年度税引前所得)に対する比率が 3 分の 1 以内とします。
借入期間	○ご契約日から 1 年後の応答日の属する月の末日(休日の場合は翌営業日)までとします。 なお、ご契約者から解約の意思表示がなく、当 J A がその信用状況について所定の点検を行った結果、契約更新に支障がないものと判断した場合は、さらに 1 年間延長するものとし、以後も同様とします。ただし、65 歳の誕生日以降は契約の更新は行いません。
借入利率	○お借入後の利率は、基準日(3 月 1 日、9 月 1 日)の当 J A の定める基準金利により、年 2 回見直しを行います。 ○お借入利率には年 2.50%の保証料が含まれております。なお、保証料が変更になった場合は都度、お借入利率を見直しさせていただきます。 ○詳細については、当 J A の融資窓口へお問い合わせください。
返済方法	○指定普通貯金口座に入金された資金は、貸越金残高に達するまで自動的に返済に充当されます。なお、総合口座取引およびカードローン取引の双方による貸越金がある場合にはカードローン取引による貸越金の返済が優先されます。
利息保証料 の支払方法	○本件取引による貸越金の利息は、付利単位を 100 円とし、毎年 2 月と 8 月の組合所定の日に、貸越金の利息計算として組合が定める所定の利率・方法により毎日の貸越金の最終残高について計算し、指定口座から引落とし、または貸越元金に組入れいたします。

担保	○不要です。
保証人	○当 J A が指定する保証機関（オリコ）の保証をご利用いただきますので、原則として保証人は不要です。
手数料	○ATM・CDをご利用いただく時間帯によって所定の手数料がかかる場合がございます。 ○ご返済期間終了までの間において、ご返済条件を変更される場合は 1,100 円の条件変更手数料（消費税等含む。）が必要です。
その他	○お申込みに際しては、当 J A および当 J A が指定する保証機関において所定の審査をさせていただきます。審査の結果によっては、ご希望に沿いかねる場合もございますので、あらかじめご了承ください。 ○その他ご不明の点がございましたら、当 J A の融資窓口までお問い合わせください。

苦情処理措置および紛争解決措置の内容	○苦情処理措置 本商品にかかる相談・苦情（以下「苦情等」という。）につきましては、当 J A 本支店（所）または金融部（電話：083－976－6844）にお申し出ください。当 J A では規則の制定など苦情等に対処する態勢を整備し、迅速かつ適切な対応に努め、苦情等の解決を図ります。 また、J A バンク相談所（電話：03－6837－1359）でも、苦情等を受け付けております。 ○紛争解決措置 外部の紛争解決機関を利用して解決を図りたい場合は、次の機関を利用できます。上記当 J A 金融部または J A バンク相談所にお申し出ください。 【山口県弁護士会仲裁センター】 電話：083－922－008 【広島弁護士会仲裁センター】 電話：082－225－1600 【福岡県弁護士会紛争解決センター】 （北九州）電話：093－561－0360 （福 岡）電話：092－741－3208 （久留米）電話：0942－30－0144 【東京弁護士会紛争解決センター】 電話：03－3581－0031 【第一東京弁護士会仲裁センター】 電話：03－3595－8588 【第二東京弁護士会仲裁センター】 電話：03－3581－2249 【民間総合調停センター】 （大阪府）（J A バンク相談所を通じてのご利用となります。上記 J A バンク相談所にお申し出ください。） 「東京弁護士会、第一東京弁護士会、第二東京弁護士会（以下「東京三弁護士会」という）では、東京以外の地域のお客様からのお申し出について、お客様の意向に基づき、お客様のアクセスに便利な地域で手続を進める方法もあります。 ・現地調停：東京の弁護士会と東京以外の弁護士会が、テレビ会議システム等により、共同して解決に当たります。 ・移管調停：東京以外の弁護士会の仲裁センター等に手続を移管します。 なお、現地調停、移管調停は全国の弁護士会で実施しているものではありません。具体的内容は上記 J A バンク相談所または東京三弁護士会にお問合せください。」
---------------------------	---

(2025 年 6 月 1 日現在)